

# 令和4年度 金岡南小学校いじめ防止基本方針

生徒指導委員会

## ○いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行って行くことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係を児童自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

## ○未然防止の取り組み

- ・わかる授業づくり
- ・楽しい・いごちのよいクラスづくり
- ・話す聴く姿勢づくり
- ・命に関する授業
- ・情報モラル教育
- ・学校全体の情報共有
- ・校内研修会

### ①PDCAサイクル期間

どの期間で見直しを行うかを定める。取り組み評価アンケートの実施と集計時期・取り組みの見直しを行うための会議開催時期・それを踏まえた校内研修の開催時期などそれぞれの取り組み時期は以下のとおりとする。

アンケート実施と集計時期 6月中旬・11月中旬・2月中旬

取り組みを見直す会議 7月初旬・12月初旬・3月中旬

校内研修時期 夏休み

### ②未然防止の取り組みの年間計画

すべての学年が、学年か全校の取り組みかのいずれかをPDCAサイクルの期間内に少なくとも一回は取り組む形で全学年の年間計画を組む。

## ○いじめの未然防止

(学級担任)

- ・一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。
- ・日常的にいじめの問題に触れ、いじめは人として絶対に許されないとの雰囲気や学級全体に醸成。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(養護教諭)

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・気になる児童の心のケア、その児童の担任との連携

(生徒指導主事)

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から教育委員会生徒指導課と情報交換や連携に取り組む。

(管理職)

- ・全校集会などで日常的にいじめの問題について触れ、いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。(児童会活動など)

(全職員)

- ・学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## ○いじめの早期発見

○現行のいじめアンケートによる方法を継続

○相談窓口

管理職、生徒指導主事及び各担任

- （学級担任）
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- （養護教諭）
- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に気を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、悩みを聞く。
- （生徒指導主事）
- ・休み時間や授業中、校内を巡回した際の児童との関わりの中で、児童が示す小さな変化や危険信号を担当に伝え共有し、適切な指導、見守りを行う。
- （管理職）
- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

## ○情報共有

いじめ事案について全職員で情報共有する。

- ・いじめがあったことがわかった時点で緊急にいじめ対策委員会を開き、全職員に周知するとともに、今後の対応について確認する。

## ○いじめ事案の解決組織

いじめ対策委員会

校長・教頭・教務・養護教諭・生徒指導主事・担任・関係教員（当該学年）

## ○組織的ないじめ対応の流れ

①情報を集める

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、その時点で学校が「いじめのけっかではない」と考えたとしてもいじめが発生したものとして報告・調査等にあたる。児童や保護者からの相談や訴えは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめではないと断言できない。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員・児童・保護者・地域住民などから組織的に情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- ・いじめられた児童やいじめた児童への対応
- ・その保護者への対応
- ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つようにする。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導する。支援体制に修正を加え、組織的に適切に対応する。

③児童への指導・支援を行う

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したりして、いじめた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・保護者と連携する。つながりのある教職員を中心に、関係児童の家庭訪問などを行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官 OB 等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等によりいじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続しているかや、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかをいじめ対策委員会で必ず確認する。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

※常に状況把握に努める。随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応

### ○重大事態への対処について（生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合）

#### ①教育委員会に重大事態の発生を報告



#### ②重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。



#### ③調査で事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係を特定するのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で取り組む。



#### ④いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・適時、適切に方法で、経過報告を行う。



#### ⑤調査結果を教育委員会に報告

- ・いじめを受けた児童または保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



#### ⑥調査結果を踏まえた必要な措置

### ○いじめの防止に関する年間計画

	1 学期	2 学期	3 学期
1 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育参観</li> <li>・校外学習</li> <li>・あおぞら交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級会活動</li> <li>・大なわ大会</li> </ul>
2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年集会</li> <li>・体育参観</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の授業</li> <li>・学年集会</li> <li>・学級会活動</li> <li>・あおぞら交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SAFE プログラム</li> <li>・学級会活動</li> <li>・大なわ大会</li> </ul>
3 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんな遊び</li> <li>・体育参観</li> <li>・良いところ探し</li> <li>・学級会活動</li> <li>・あおぞら交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年集会</li> <li>・命の授業</li> <li>・みんな遊び</li> <li>・キャップハンディ体験</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんな遊び</li> <li>・学級会活動</li> <li>・大なわ大会</li> </ul>
4 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育参観</li> <li>・あおぞら交流会</li> <li>・学年集会</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の授業</li> <li>・学年集会</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年集会</li> <li>・学級会活動</li> <li>・大なわ大会</li> </ul>
5 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習</li> <li>・体育参観</li> <li>・学年集会</li> <li>・非行防止教室</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海学校</li> <li>・命の授業</li> <li>・連合音楽会</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大なわ大会</li> <li>・卒業式の練習</li> <li>・学級会活動</li> <li>・あおぞら交流会</li> </ul>
6 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年集会</li> <li>・体育参観</li> <li>・校外学習</li> <li>・非行防止教室</li> <li>・学級会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和学習</li> <li>・命の授業</li> <li>・情報教育</li> <li>・修学旅行</li> <li>・学年集会</li> <li>・学級会活動</li> <li>・あおぞら交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年集会</li> <li>・大なわ大会</li> <li>・奉仕作業</li> <li>・学級会活動</li> <li>・卒業式</li> </ul>
点検・評価	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート

備考

- ・SAFEプログラムとは・・・子どもが自ら命を守るための方法を具体事例を踏まえ考える取り組み